発信者情報開示命令申立書

（CP先行事件なし、AP先行事件あり、ログイン型）

令和●年●月●日

東京地方裁判所民事第９部御中

申立人手続代理人弁護士 ●

発信者情報開示命令申立事件

消去禁止命令申立事件

当事者の表示 別紙当事者目録に記載

手続規則２条に係る事件 東京地方裁判所令和●年（発チ）第●号

1. 申立ての趣旨
   1. 発信者情報開示命令申立事件

　相手方は、申立人に対し、別紙発信者情報目録記載の各情報を開示せよ

との裁判を求める

* 1. 消去禁止命令申立事件

　相手方は、本案の発信者情報開示命令事件（当該事件に係る申立てについての決定（当該申立てを不適法として却下する決定を除く。）に対して異議の訴えが提起されたときは、その訴訟）が終了するまでの間、別紙発信者情報目録記載の各情報を消去してはならない。

との裁判を求める。

1. 申立ての原因
   1. 本件投稿

　インターネットのサイト「●」（以下「本件サイト」という）では、氏名不詳者により別紙投稿記事目録記載の投稿記事（以下「本件投稿」という）が公開された（甲●：画面）。

* 1. 発信者情報開示命令の申立ての原因
     1. IPアドレス等の取得

　本件申立てに先立ち申立人は、本件サイトの管理者に対し、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（以下「法」という）５条１項に基づき発信者情報の開示請求をなし、IPアドレス等の開示を受けた（甲●：仮処分決定、甲●：開示ファイル）。

　別紙投稿記事目録記載のIPアドレスは、相手方が管理するものである（甲●：WHOIS、甲●：上位プロバイダからの通知）。

* + 1. 関連電気通信役務提供者

　同IPアドレスおよび接続日時は、侵害関連通信（法５条３項、施行規則５条２号）にかかる特定発信者情報（施行規則２条９号、１３号）であり、相手方は関連電気通信役務提供者であって（法５条２項）、開示関係役務提供者（法2条7号）である。

* + 1. 権利侵害の明白性

　本件投稿により、別紙権利侵害の説明記載のとおり、申立人の「権利が侵害されたことが明らか」である（法５条２項１号、甲●）。

* + 1. 正当な理由

　申立人は発信者に対し、損害賠償請求等を予定しており、発信者情報の「開示を受けるべき正当な理由」がある（法５条２項２号）。

* + 1. 発信者情報の保有

　相手方は、契約者情報として、別紙発信者情報目録記載の各情報を保有している（甲●：上位プロバイダからの通知）。

* + 1. 小括

　したがって、申立人は、相手方に対し、法５条２項の発信者情報開示請求権を有する。

* 1. 消去禁止命令の申立ての原因
     1. ログ保存期間

　接続プロバイダの通信記録の保存期間は、多くは３～６か月程度のため（甲●：ログ保存期間）、本案の発信者情報開示命令事件の認容決定時には、相手方の通信記録は削除されている可能性がある。

* + 1. 消去禁止命令の必要

　そのため、「発信者情報開示命令の申立てに係る侵害情報の発信者を特定することができなくなることを防止するため必要」（法１６条１項）がある。

* 1. 結論

　そこで、申立人は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律５条２項に基づく発信者情報開示命令申立として、相手方に対し、別紙発信者情報目録記載の情報の開示を求めるとともに、同法１６条１項に基づき、消去禁止命令を申し立てる。

以上

証拠方法

　証拠説明書に記載

附属書類

* 1. 申立書の写し １通
  2. 甲号証写し 各１通
  3. 証拠説明書 １通
  4. 委任状 １通
  5. 資格証明書 ●通

（別紙）発信者情報目録

　別紙投稿記事目録記載のIPアドレス及び同目録記載の投稿日時（JST）、並びに東京地方裁判所が令和●年●月●日付けでした令和●年（モ）第６０●●●号提供命令申立事件の提供命令主文第2項に基づき、株式会社●から相手方に提供された発信者情報によって特定される契約者に関する以下の情報。

１　氏名または名称

２　住所

３　電話番号

４　メールアドレス

（別紙）当事者目録

〒●

申立人 ●

〒●

●法律事務所（送達場所）

電話　● ＦＡＸ ●

メールアドレス　●

申立人手続代理人弁護士 ●

〒●

相手方 ●

上記代表者代表取締役 ●

（別紙）投稿記事目録

|  |  |
| --- | --- |
| 閲覧用URL |  |
| 投稿内容 |  |
| IPアドレス |  |
| 投稿日時（JST） |  |

（別紙）権利侵害の説明

１　投稿内容

２　同定可能性

３　権利侵害

以上